

北本市パートナーシップ宣誓制度一部改正（案）

ウ その他修正

（ア）対象者の要件に養子縁組による近親者を含む

1 背景・目的

パートナーシップ宣誓では、近親者及び養子縁組によって近親者となった者を対象外としています。しかしパートナーシップ関係にある者の中のうち、性的少数者の中にあっては、法律的关系を創設するために敢えて養子縁組をするなど様々な事情があります。このため、より広く制度を利用してもらえるよう養子縁組によって近親者となった場合についても対象者に含めるものです。

2 改正内容

（改正前）民法第734条又は第735条の規定により婚姻できないとされている者でないこと

（改正後）近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でないこと

（イ）提出書類のうち住民票の省略

1 背景・目的

パートナーシップ宣誓対象者は市内に住所を有していること（又は3月以内に市内への転入を予定していること）ととしており、市内に住所を有している場合は、住民票の写しの提出によらず職員の住民票の確認で足りることから、利用者の利便性の向上のために省略可能とするものです。

2 改正内容

（改正前）（規定なし）

（改正後）住民票により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(ウ) 再交付可能期間の延伸

1 目的・背景

これまで証明書等の再交付期間を30年間としており、30年を超えた場合には再度宣誓が必要となっていました。このことについて、埼玉県内の多くの市町村が再交付の期限の記載がない状況を鑑み、証明書等の返還（パートナーシップの解消、死亡、転出等）までは再交付を可能とするものです。

2 改正内容

(改正前) 宣誓した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年間を経過した日以降は行うことができない。

(改正後) 証明書等の返還以降は行うことができない。

(エ) 宣誓証明書、宣誓証明カードの両方を交付

1 目的・背景

パートナーシップ宣誓者に対し、宣誓証明書又は宣誓証明カードのどちらかのみをの交付としていたものを、両方交付できるようにするものです。

2 改正内容

(改正前) 宣誓証明書又は宣誓証明カードを交付

(改正後) 宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付

(オ) 宣誓証明カードに医療機関への意思表示面を追加

1 目的・背景

パートナーシップ宣誓者の一方が入院等緊急に医療機関を受診した際に本人の意思が尊重されるよう、宣誓証明カードに医療機関への意思表示面を追加するものです。これにより本人の意思表示が困難な状況でも、パートナーシップ関係にある者を家族として取り扱うよう医療機関に示すことを目的とします。

2 改正内容

これまでカードサイズ2面としていた宣誓証明カードを4面とし、医療機関への意思表示面を追加します。

